

改 正 案	現 行
<p>地方税法施行規則附則第七條第十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七條に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三條第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二條第二十六項に規定する基準に適合するものであることを、当該家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條の第三項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三條第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三條の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が別表の書式により証する書類とする。</p> <p>(別表)</p> <p>地方税法施行規則附則第七條第15項の規定に基づき証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記家屋（建築物の耐震改修の促進に関する法律（昭和7年法律第123号）第7條に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3</p>	<p>地方税法施行規則附則第七條第十二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第七條に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三條第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二條第二十四項に規定する基準に適合するものであることを、当該家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條の第三項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三條第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三條の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が別表の書式により証する書類とする。</p> <p>(別表)</p> <p>地方税法施行規則附則第七條第12項の規定に基づき証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記家屋（建築物の耐震改修の促進に関する法律（昭和7年法律第123号）第7條に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3</p>

<p>条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に限る。) において、  <u>地方税法施行令附則第 12 条第 26 項</u>に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。</p> <p>地方税法施行規則附則第 7 条第 15 項の規定に基づく証明書  (略)</p>	<p>条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に限る。) において、  <u>地方税法施行令附則第 12 条第 24 項</u>に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。</p> <p>地方税法施行規則附則第 7 条第 12 項の規定に基づく証明書  (略)</p>
---	---